

平成27年さぬき市議会第1回定例会議案

平成27年2月19日提出

市長提出議案

- 議案第1号 専決処分の承認について（売買代金返還請求事件の控訴の提起）
- 議案第2号 平成27年度さぬき市一般会計予算について
- 議案第3号 平成27年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第4号 平成27年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第5号 平成27年度さぬき市介護保険事業特別会計予算について
- 議案第6号 平成27年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第7号 平成27年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第8号 平成27年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第9号 平成27年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成27年度さぬき市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第11号 平成27年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算について
- 議案第12号 平成27年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算について
- 議案第13号 平成27年度さぬき市観光事業特別会計予算について
- 議案第14号 平成27年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算について
- 議案第15号 平成27年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算について
- 議案第16号 平成27年度さぬき市病院事業会計予算について
- 議案第17号 平成27年度さぬき市水道事業会計予算について
- 議案第18号 さぬき市保育の実施に関する条例の廃止について
- 議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第20号 さぬき市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 議案第21号 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第22号 さぬき市行政財産使用料条例及びさぬき市照明施設条例の一部改正について
- 議案第23号 さぬき市立幼稚園授業料等徴収条例の一部改正について
- 議案第24号 さぬき市公民館条例の一部改正について
- 議案第25号 さぬき市保育所条例の一部改正について
- 議案第26号 さぬき市児童館条例の一部改正について
- 議案第27号 さぬき市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 議案第28号 さぬき市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について

- 議案第29号 さぬき市介護保険条例の一部改正について
- 議案第30号 さぬき市農村公園条例の一部改正について
- 議案第31号 さぬき市共通商品券条例の一部改正について
- 議案第32号 さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第33号 さぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第34号 さぬき市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正について
- 議案第35号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について
- 議案第36号 第2次さぬき市総合計画前期基本計画について
- 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 議案第38号 さぬき市地域活性化複合施設の指定管理者の指定について
- 議案第39号 平成26年度さぬき市一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第40号 平成26年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第41号 平成26年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第42号 平成26年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第43号 平成26年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第44号 平成26年度さぬき市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第45号 平成26年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第46号 平成26年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第47号 平成26年度さぬき市病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第1号

専決処分の承認について（売買代金返還請求事件の控訴の提起）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

控訴の提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年1月21日

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 当事者 控訴人（第1審被告） さぬき市
被控訴人（第1審原告） さぬき市津田町津田2680番地7
國 見 学 裕

- 2 第1審事件名
高松地方裁判所平成25年（ワ）第439号 売買代金返還請求事件

3 事件の概要

さぬき市津田町津田汐田2571番33の土地を購入した原告が、その売買契約は錯誤により無効であるとして、不当利得返還請求権に基づき、売買代金1,001万550円の返還及びこれに対する催告の日の翌日である平成25年6月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めたものである。

4 控訴の要旨

本件の第1審判決は、被告に、1,001万550円及びこれに対する平成25年6月22日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を命じた。

本市は、上記判決には承服しがたい部分があること及び本件土地の所有権等について審理不十分であることから、控訴するものである。

- 5 管轄裁判所 高松高等裁判所

6 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人とする。
- (2) 第2審判決の結果、必要がある場合は上訴する。

議案第2号

平成27年度さぬき市一般会計予算について

平成27年度さぬき市一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成27年度さぬき市一般会計予算

平成27年度さぬき市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,210,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年 2月19日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 市 税		5,435,309
	5. 市 民 税	2,637,400
	10. 固 定 資 産 税	2,360,509
	15. 軽 自 動 車 税	137,400
	20. 市 た ば こ 税	300,000
10. 地 方 譲 与 税		207,000
	5. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	67,000
	10. 自 動 車 重 量 譲 与 税	140,000
15. 利 子 割 交 付 金		18,000
	5. 利 子 割 交 付 金	18,000
16. 配 当 割 交 付 金		30,000
	5. 配 当 割 交 付 金	30,000
17. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		5,000
	5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,000
18. 地 方 消 費 税 交 付 金		700,000
	5. 地 方 消 費 税 交 付 金	700,000
25. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		35,000
	5. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	35,000
30. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		14,000
	5. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	14,000
33. 地 方 特 例 交 付 金		17,000
	5. 地 方 特 例 交 付 金	17,000
35. 地 方 交 付 税		8,400,000
	5. 地 方 交 付 税	8,400,000
40. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		11,000
	5. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	11,000

(単位：千円)

款	項	金額
45. 分 担 金 及 び 負 担 金		550,517
	5. 分 担 金	28,753
	10. 負 担 金	521,764
50. 使 用 料 及 び 手 数 料		430,701
	5. 使 用 料	262,230
	10. 手 数 料	168,471
55. 国 庫 支 出 金		1,981,270
	5. 国 庫 負 担 金	1,570,008
	10. 国 庫 補 助 金	401,185
	15. 委 託 金	10,077
60. 県 支 出 金		1,419,028
	5. 県 負 担 金	723,642
	10. 県 補 助 金	550,218
	15. 県 委 託 金	145,168
65. 財 産 収 入		81,710
	5. 財 産 運 用 収 入	64,962
	10. 財 産 売 払 収 入	16,748
70. 寄 附 金		2,002
	5. 寄 附 金	2,002
75. 繰 入 金		849,052
	5. 特 別 会 計 繰 入 金	1
	10. 基 金 繰 入 金	849,051
80. 繰 越 金		30,000
	5. 繰 越 金	30,000
85. 諸 収 入		1,044,011
	5. 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	15,001

(単位：千円)

款	項	金額
	10. 市 預 金 利 子	500
	15. 貸 付 金 元 利 収 入	903,137
	20. 受 託 事 業 収 入	2,405
	25. 雑 入	122,968
90. 市 債		1,949,400
	5. 市 債	1,949,400
歳 入	合 計	23,210,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 議 会 費		261,643
	5. 議 会 費	261,643
10. 総 務 費		2,567,110
	5. 総 務 管 理 費	2,086,220
	10. 徴 税 費	257,432
	15. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	117,606
	20. 選 挙 費	65,255
	25. 統 計 調 査 費	25,211
	30. 監 査 委 員 費	15,386
15. 民 生 費		6,445,342
	5. 社 会 福 祉 費	3,642,284
	10. 児 童 福 祉 費	2,344,427
	15. 生 活 保 護 費	458,631
20. 衛 生 費		2,217,014
	5. 保 健 衛 生 費	803,996
	10. 清 掃 費	881,304
	15. 上 水 道 費	28,559
	20. 病 院 費	503,155
25. 労 働 費		60,389
	5. 労 働 費	60,389
30. 農 林 水 産 業 費		916,091
	5. 農 業 費	827,436
	10. 林 業 費	30,362
	15. 水 産 業 費	58,293
35. 商 工 費		598,188
	5. 商 工 費	598,188

(単位：千円)

款	項	金額
40. 土木費		2,436,289
	5. 土木管理費	151,794
	10. 道路橋梁費	527,462
	15. 河川費	341,110
	20. 港湾費	7,158
	25. 都市計画費	1,338,882
	30. 住宅費	69,883
45. 消防費		1,210,955
	5. 消防費	1,210,955
50. 教育費		2,234,385
	5. 教育総務費	540,734
	10. 小学校費	219,901
	15. 中学校費	240,087
	20. 幼稚園費	320,614
	30. 社会教育費	334,600
	35. 保健体育費	578,449
55. 災害復旧費		14
	5. 農林水産業施設災害復旧費	11
	10. 公共土木施設災害復旧費	3
60. 公債費		3,407,538
	5. 公債費	3,407,538
65. 諸支出金		805,042
	5. 基金費	57,042
	20. 開発公社費	748,000
99. 予備費		50,000
	99. 予備費	50,000

(単位：千円)

款	項	金額
歳	出	合 計 23,210,000

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公園整備事業	103,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について見直 しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合には、その 債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えすることがで きる。
農業施設整備事業	145,400			
漁業施設整備事業	7,200			
林道施設整備事業	3,200			
道路橋梁整備事業	289,200			
河川整備事業	277,200			
港湾整備事業	3,200			
消防施設整備事業	518,000			
小学校施設整備事業	6,700			
中学校施設整備事業	96,100			
臨時財政対策債	500,000			
合 計	1,949,400			

議案第3号

平成27年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算について

平成27年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成27年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算

平成27年度さぬき市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,377,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年 2月19日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 国民健康保険税		1,117,839
	5. 国民健康保険税	1,117,839
10. 使用料及び手数料		500
	5. 手数料	500
15. 国庫支出金		1,278,825
	5. 国庫負担金	957,151
	10. 国庫補助金	321,674
17. 県支出金		307,351
	5. 県負担金	45,090
	10. 県補助金	262,261
19. 連合会支出金		294
	5. 連合会補助金	294
20. 療養給付費交付金		253,473
	5. 療養給付費交付金	253,473
23. 前期高齢者交付金		2,048,156
	5. 前期高齢者交付金	2,048,156
30. 共同事業交付金		1,781,733
	5. 共同事業交付金	1,781,733
35. 財産収入		1,922
	5. 財産運用収入	1,922
40. 繰入金		554,074
	5. 繰入金	277,380
	10. 基金繰入金	276,694
45. 繰越金		20,167
	5. 繰越金	20,167
50. 諸収入		13,366

(単位：千円)

款	項	金額
	5. 延滞金加算金及び過料	7,702
	15. 雑入	5,664
歳入	合計	7,377,700

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		31,921
	5. 総 務 管 理 費	19,526
	10. 徴 税 費	12,239
	15. 運 営 協 議 会 費	94
	20. 趣 旨 普 及 費	62
10. 保 險 給 付 費		4,383,552
	5. 療 養 諸 費	3,855,949
	10. 高 額 療 養 費	508,485
	15. 移 送 費	150
	20. 出 産 育 児 諸 費	15,968
	25. 葬 祭 諸 費	3,000
12. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		691,337
	5. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	691,337
13. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		524
	5. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	524
15. 老 人 保 健 拠 出 金		52
	5. 老 人 保 健 拠 出 金	52
17. 介 護 納 付 金		305,995
	5. 介 護 納 付 金	305,995
20. 共 同 事 業 拠 出 金		1,853,512
	5. 共 同 事 業 拠 出 金	1,853,512
25. 保 健 事 業 費		65,373
	5. 保 健 事 業 費	12,005
	10. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	53,368
30. 公 債 費		834
	5. 公 債 費	834

(単位：千円)

款	項	金額
35. 諸 支 出 金		14,600
	5. 償 還 金 及 び 還 付 金	5,166
	10. 積 立 金	1,921
	15. 直 診 勘 定 繰 出 金	7,513
99. 予 備 費		30,000
	99. 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	7,377,700

議案第4号

平成27年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算について

平成27年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成27年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成27年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ661,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年 2月19日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 後期高齢者医療保険料		452,248
	5. 後期高齢者医療保険料	452,248
10. 使用料及び手数料		47
	10. 手数料	47
15. 繰入金		207,623
	5. 一般会計繰入金	207,623
17. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
20. 雑収入		1,981
	5. 延滞金、加算金及び過料	2
	10. 償還金及び還付加算金	945
	20. 雑収入	1,034
歳入	合計	661,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		7,926
	5. 総務管理費	3,980
	10. 徴収費	3,946
10. 後期高齢者医療広域連合納付金		652,533
	5. 後期高齢者医療広域連合納付金	652,533
15. 諸支出金		945
	5. 償還金及び還付加算金	945
99. 予備費		496
	99. 予備費	496
歳出	合計	661,900

議案第5号

平成27年度さぬき市介護保険事業特別会計予算について

平成27年度さぬき市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成27年度さぬき市介護保険事業特別会計予算

平成27年度さぬき市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,399,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成27年2月19日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 保 險 料		1,129,822
	5. 介 護 保 險 料	1,129,822
10. 使 用 料 及 び 手 数 料		56
	5. 手 数 料	56
15. 国 庫 支 出 金		1,301,320
	5. 国 庫 負 担 金	957,633
	10. 国 庫 補 助 金	343,687
20. 支 払 基 金 交 付 金		1,470,646
	5. 支 払 基 金 交 付 金	1,470,646
25. 県 支 出 金		751,733
	5. 県 負 担 金	741,721
	10. 県 補 助 金	10,012
30. 財 産 収 入		434
	5. 財 産 運 用 収 入	434
35. 繰 入 金		740,917
	5. 一 般 会 計 繰 入 金	740,916
	10. 基 金 繰 入 金	1
40. 繰 越 金		1,605
	5. 繰 越 金	1,605
45. 諸 収 入		3,267
	5. 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	236
	15. 雑 入	3,031
歳 入	合 計	5,399,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		69,989
	5. 総務管理費	15,640
	10. 徴収費	1,801
	15. 介護認定審査会費	52,548
10. 保険給付費		5,228,777
	5. 介護サービス等諸費	5,228,777
12. 地域支援事業費		62,828
	5. 介護予防事業費	26,560
	10. 包括的支援事業等費	36,268
20. 基金積立金		34,222
	5. 基金積立金	34,222
25. 公債費		411
	5. 公債費	411
30. 諸支出金		1,203
	5. 償還金及び還付加算金	1,203
99. 予備費		2,370
	99. 予備費	2,370
歳出	合計	5,399,800

議案第6号

平成27年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算について

平成27年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成27年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算

平成27年度さぬき市介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年2月19日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. サービス収入		26,500
	5. 介護予防費収入	26,500
15. 繰越金		200
	5. 繰越金	200
歳入	合計	26,700

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		26,194
	5. 介護予防支援事業費	26,194
99. 予備費		506
	99. 予備費	506
歳出	合計	26,700

議案第7号

平成27年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算について

平成27年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成27年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算

平成27年度さぬき市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,229,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成27年 2月19日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		6,201
	5. 負担金	6,201
10. 使用料及び手数料		323,896
	5. 使用料	323,896
15. 国庫支出金		257,050
	5. 国庫補助金	257,050
20. 県支出金		11,700
	5. 県補助金	11,700
30. 繰入金		1,304,000
	5. 一般会計繰入金	1,304,000
35. 繰越金		1,500
	5. 繰越金	1,500
40. 諸収入		153
	5. 延滞金加算金及び過料	2
	15. 雑入	151
45. 市債		324,500
	5. 市債	324,500
歳入	合計	2,229,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		1,033,440
	5. 下水道費	1,033,440
10. 公債費		1,194,060
	5. 公債費	1,194,060
99. 予備費		1,500
	99. 予備費	1,500
歳出	合計	2,229,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
下水汚泥処理事業	平成 2 7 年度～平成 2 8 年度	3 0, 0 0 0 千円

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道整備事業	324,500	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について見直 しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合には、その 債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えすることがで きる。
合 計	324,500			

議案第8号

平成27年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算について

平成27年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成27年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算

平成27年度さぬき市農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年 2月19日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		205
	5. 負担金	205
10. 使用料及び手数料		31,293
	5. 使用料	31,293
20. 繰入金		121,000
	5. 一般会計繰入金	121,000
25. 繰越金		500
	5. 繰越金	500
30. 諸収入		2
	5. 延滞金加算金及び過料	1
	15. 雑入	1
歳入	合計	153,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		54,918
	5. 農業集落排水費	54,918
10. 公債費		97,682
	5. 公債費	97,682
99. 予備費		400
	99. 予備費	400
歳出	合計	153,000

議案第9号

平成27年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算について

平成27年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成27年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算

平成27年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年 2月19日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		251
	5. 負担金	251
10. 使用料及び手数料		7,147
	5. 使用料	7,147
20. 繰入金		34,800
	5. 一般会計繰入金	34,800
25. 繰越金		500
	5. 繰越金	500
30. 諸収入		2
	5. 延滞金加算金及び過料	1
	15. 雑入	1
歳入	合計	42,700

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		18,006
	5. 漁業集落排水費	18,006
10. 公債費		24,294
	5. 公債費	24,294
99. 予備費		400
	99. 予備費	400
歳出	合計	42,700

議案第10号

平成27年度さぬき市簡易水道事業特別会計予算について

平成27年度さぬき市簡易水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成27年度さぬき市簡易水道事業特別会計予算

平成27年度さぬき市簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成27年 2月19日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		2,521
	5. 分担金	1
	10. 負担金	2,520
10. 使用料及び手数料		11,853
	5. 使用料	11,852
	10. 手数料	1
15. 繰入金		26,924
	5. 一般会計繰入金	26,924
20. 繰越金		200
	5. 繰越金	200
25. 諸収入		2
	10. 雑収入	2
35. 市債		36,000
	5. 市債	36,000
歳入	合計	77,500

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
10. 簡 易 水 道 事 業 費		52,699
	5. 業 務 管 理 費	52,699
15. 公 債 費		24,601
	5. 公 債 費	24,601
99. 予 備 費		200
	99. 予 備 費	200
歳 出	合 計	77,500

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道事業債	36,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について見直 しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合には、その 債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えすることがで きる。
合 計	36,000			

議案第11号

平成27年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算について

平成27年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成27年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算

平成27年度さぬき市多和診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年 2月19日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 診療報酬		3,331
	5. 外来報酬	3,331
10. 使用料及び手数料		137
	5. 手数料	17
	10. 使用料	120
15. 繰入金		5,230
	5. 他会計繰入金	5,230
20. 繰越金		300
	5. 繰越金	300
25. 諸収入		102
	10. 雑入	102
歳入	合計	9,100

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		8,608
	5. 施設管理費	8,608
10. 医療費		294
	5. 医療費	294
99. 予備費		198
	99. 予備費	198
歳出	合計	9,100

議案第12号

平成27年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算について

平成27年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成27年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算

平成27年度さぬき市津田診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ136,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年 2月19日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 診療報酬		133,160
	5. 外来報酬	133,160
10. 使用料及び手数料		825
	5. 手数料	825
12. 財産収入		19
	5. 財産運用収入	19
20. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
25. 諸収入		1,995
	5. 受託事業収入	1,866
	10. 雑収入	129
△. 繰入金		-
	△. 他会計繰入金	-
歳入	合計	136,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		112,400
	5. 施設管理費	112,400
10. 医療費		23,200
	5. 医療費	23,200
99. 予備費		400
	99. 予備費	400
歳出	合計	136,000

議案第13号

平成27年度さぬき市観光事業特別会計予算について

平成27年度さぬき市観光事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成27年度さぬき市観光事業特別会計予算

平成27年度さぬき市観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年 2月19日 提出

さぬき市長 大山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 繰入金		60,498
	5. 繰入金	60,498
10. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
15. 諸収入		1
	5. 預金利子	1
歳入	合計	60,500

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		1,402
	5. 事業費	1,402
10. 公債費		59,098
	5. 公債費	59,098
歳出	合計	60,500

議案第14号

平成27年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算について

平成27年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成27年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算

平成27年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年 2月19日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 財産収入		100,000
	10. 財産売却収入	100,000
10. 繰入金		2,287
	5. 一般会計繰入金	2,287
15. 繰越金		1,113
	5. 繰越金	1,113
歳入	合計	103,400

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		102,287
	5. 事 業 費	102,287
99. 予 備 費		1,113
	99. 予 備 費	1,113
歳 出	合 計	103,400

議案第15号

平成27年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算について

平成27年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成27年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算

平成27年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年 2月19日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 使用料及び手数料		26,699
	5. 使用料	26,699
20. 諸収入		1
	10. 雑収入	1
歳入	合計	26,700

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		26,200
	5. 事 業 費	26,200
99. 予 備 費		500
	99. 予 備 費	500
歳 出	合 計	26,700

議案第16号

平成27年度さぬき市病院事業会計予算について

平成27年度さぬき市病院事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成 27 年度 さぬき市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 27 年度 さぬき市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	事業	当年度	前年度	増減		
1	業務量	病院事業	(1) 病床数	179 床	179 床	0 床	
			ア 一般病床	175 床	175 床	0 床	
			イ 感染症病床	4 床	4 床	0 床	
				(2) 診療日数	243 日	244 日	△1 日
				(3) 患者数	176,408 人	174,118 人	2,290 人
				ア 入院患者	49,611 人	49,458 人	153 人
				(1 日平均)	135.6 人	135.5 人	0.1 人
				イ 外来患者	126,797 人	124,660 人	2,137 人
				(1 日平均)	521.8 人	510.9 人	10.9 人
		2	資本的支出	建設改良計画	(1) 病院増改築 工事費	65,000 千円	0 千円

	(2) 資産購入費	65,005 千円	61,195 千円	3,810 千円
	(3) リース資産 購入費	3,834 千円	3,834 千円	0 千円
3 職員計画	損益勘定所属職員	281 人	285 人	△4 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	病院事業収益	4,448,845 千円	
第1項	医業収益	3,901,901 千円	
第2項	医業外収益	546,924 千円	
第3項	特別利益	20 千円	

	支	出
第1款	病院事業費用	4,573,559千円
第1項	医業費用	4,512,186千円
第2項	医業外費用	60,853千円
第3項	特別損失	20千円
第4項	予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額162,717千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,631千円、過年度分損益勘定留保資金153,086千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款	資本的収入	288,989千円
第1項	企業債	117,200千円

第2項	国庫補助金	10千円
第3項	県費補助金	10,421千円
第4項	一般会計負担金	161,348千円
第5項	固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款	資本的支出	451,706千円
第1項	建設改良費	133,839千円
第2項	投 資	1,200千円
第3項	企業債償還金	316,667千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院増改築事業費	55,000千円	証書借入	年4.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合には、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合によりその全部又は一部を繰上償還することができる。
資産購入費	62,200千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,564,926千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第8条 建設改良及び補助事業に対し国、県、他会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 病院群輪番制運営費補助金 13,000千円

(2) 小児救急医療支援事業費補助金	6, 419千円
(3) 第二種感染症指定医療機関運営費補助金	1, 065千円
(4) 国民健康保険保健事業助成金	6, 000千円
(5) 新人看護職員研修事業補助金	83千円
(6) 産科医等確保支援事業補助金	1, 338千円
(7) 病院内保育所整備事業補助金	10, 000千円
(8) 新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業補助金	93千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、405, 420千円と定める。

平成27年2月19日 提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第17号

平成27年度さぬき市水道事業会計予算について

平成27年度さぬき市水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成27年度さぬき市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度さぬき市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	21,130	戸
(2) 年間総給水量	6,194,000	m ³
(3) 一日平均給水量	16,970	m ³
(4) 主要な建設改良事業		
配水管改良工事等	126,600	千円
下水道関連工事	32,300	千円
浄水場関連工事	71,300	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益		1,263,351	千円
第1項 営業収益		1,140,522	千円
第2項 営業外収益		122,825	千円
第3項 特別利益		4	千円
	支	出	
第1款 水道事業費用		1,144,244	千円
第1項 営業費用		1,006,247	千円
第2項 営業外費用		136,993	千円
第3項 特別損失		1,003	千円
第4項 予備費		1	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額470,846千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,687千円、当年度分損益勘定留保資金300,361千円、減債積立金94,009千円、建設改良積立金59,789千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入		5,703	千円
第1項 負担金		5,700	千円
第2項 補助金		2	千円
第4項 負担金交付金		1	千円
	支	出	
第1款 資本的支出		476,549	千円
第1項 建設改良費		230,970	千円
第2項 企業債償還金		245,579	千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	126,080	千円
(2) 交際費	50	千円

(繰入金)

第6条 一般会計より、消火栓維持管理費2,000千円、児童手当負担金1,635千円、及びさぬき市簡易水道事業特別会計から人件費等に係る共通按分経費1,907千円をそれぞれこの会計に繰入を受けるものとする。

(棚卸資産購入限度額)

第7条 棚卸資産購入限度額は、21,220千円と定める。

平成27年 2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹